

臨時株主総会招集ご通知

日 時

2026年3月30日（月曜日）

午前10時

（受付開始 午前9時30分）

場 所

大阪府堺市堺区戎島町4丁45番1号
ホテル・アゴーラ リージェンシー大阪堺
3階ガーデンコート

※末尾の「臨時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

議 案

第1号議案 子会社株式譲渡の件

第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少
ならびに剰余金の処分の件

議決権を行使いただいた株主様に薄謝として
QUOカード500円分を贈呈いたします。

株式会社 中村超硬

証券コード：6166

証券コード：6166
2026年3月13日
(電子提供措置の開始日2026年3月6日)

株 主 各 位

大阪府堺市西区鶴田町27番27号
株式会社 中村超硬
代表取締役社長 井 上 誠

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「臨時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.nakamura-gp.co.jp/ir/index.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、電子提供措置事項に掲載の「議決権行使についてのご案内」にて記載のとおり、書面またはインターネットにより議決権を行使することができます。お手数ながら電子提供措置事項に記載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年3月27日（金曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|------------------------------------------------------|
| 1. 日 時 | 2026年3月30日（月曜日）午前10時00分（受付開始 午前9時30分） |
| 2. 場 所 | 大阪府堺市堺区戎島町4丁45番1号
ホテル・アゴーラ リージェンシー大阪堺 3階ガーデンコート |
| 3. 目的事項
決議事項 | 第1号議案 子会社株式譲渡の件
第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件 |

以 上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

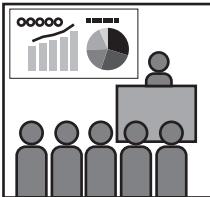
- ◎株主でない代理人及びご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意ください
くださいますようお願い申し上げます。
- ◎書面または電磁的方法により事前に議決権を行使することができますが、当日ご出席の場合は、事前の
行使内容を撤回されたものとして取り扱いますので、予めご留意願います。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

なお、議決権を行使いただいた株主様に薄謝としてQUOカード500円分を贈呈いたします。

(QUOカードの発送は、本年5月頃を予定しております。)

- | | | | | |
|---|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 1 | 株主総会に
出席する場合 |  | 議決権行使書用紙を
会場受付に提出 | 株主総会開催日時
2026年3月30日(月)
午前10時 |
| 2 | 議決権行使書用紙を
郵送する場合 |  | 議案の賛否を
表示のうえ投函
議決権行使書面において、
議案に賛否の表示がない
場合は、賛成の意思表示を
されたものとして
取り扱わせていただきます。 | 行使期限
2026年3月27日(金)
午後5時30分
到着まで |
| 3 | インターネットによる
議決権行使の場合
(パソコンまたはスマートフォン) |  | 議決権行使サイト
https://evote.tr.mufg.jp/
にて議案の賛否を入力 | 行使期限
2026年3月27日(金)
午後5時30分
まで |

インターネットによる議決権行使の詳細につきましては、次頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご覧ください。

議決権行使サイトのシステム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)
・電話 0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2026年3月27日（金曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコンによる方法
 - ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- (2) スマートフォンによる方法
 - ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
 - ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 子会社株式譲渡の件

当社は、2026年2月26日開催の取締役会において当社の子会社である日本ノズル株式会社の全株式を株式会社水登社に譲渡すること（以下「本株式譲渡」といいます。）を決議し、同日付で「2. 本株式譲渡契約の内容の概要」に記載の株式譲渡契約（以下「本株式譲渡契約」といいます。）を締結いたしました。

本議案は、会社法第467条第1項第2号の2に基づき、本株式譲渡契約のご承認をお願いするものです。

なお、本株式譲渡の実行日は、2026年3月31日を予定しております。

1. 子会社株式譲渡を行う理由

当社の財務体質を健全化するとともに、新規事業であるマテリアルサイエンス事業への投資を行い、加えて、既存事業である特殊精密機器事業及びD-Next事業の収益力強化を行うためです。

2. 本株式譲渡契約の内容の概要

本株式譲渡契約の内容の概要は別紙のとおりです。なお、概要の作成に際しては、一般的な条項の記載および一部の別紙を省略したほか、全体の趣旨を損なわない範囲で細部を調整しております。

当社は、本株式譲渡契約に定められた各前提条件が充足されること等を条件として、2026年3月31日をもって、当社が保有する日本ノズル株式会社の株式の全株式を株式会社水登社に譲渡いたします。

3. 子会社株式の譲渡に係る契約に基づき当社が受け取る対価の算定の相当性に関する事項の概要

当社は、本株式譲渡契約に従い、第3条（本譲渡価額）に定めた譲渡価額（以下「本件譲渡価額」といいます。）で譲渡いたします。

当社は、日本ノズル株式会社の事業、財務の状況ならびに今後の見通し及び、当社と独立した当事者である株式会社水登社との間で協議、交渉を重ねた上、本件譲渡価額の条件にて合意に至っていることを総合的に勘案し、本件株式譲渡により当社が受け取る対価は相当であると判断しております。

4.譲渡する子会社の概要

(1) 名称	日本ノズル株式会社		
(2) 所在地	兵庫県神戸市西区室谷2丁目1番1号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 藤原 邦裕		
(4) 事業内容	化学繊維用紡糸ノズル及び周辺部品の設計・製造・販売		
(5) 資本金	4,800万円		
(6) 設立年月日	1950年9月8日		
(7) 大株主及び持株比率	株式会社中村超硬100%		
(8) 当社と当該会社の関係	資本関係	当社が発行済株式数の100%を保有しております	
	人的関係	当社より取締役3名を派遣しております	
	取引関係	経営指導及び業務委託等の取引	
(9) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2023年3期	2024年3期	2025年3期
純資産	1,750百万円	2,321百万円	2,246百万円
総資産	2,963百万円	4,795百万円	4,321百万円
1株当たり純資産	1,823.26円	2,417.79円	2,339.59円
売上高	2,257百万円	1,570百万円	1,680百万円
営業利益	376百万円	▲55百万円	146百万円
経常利益	403百万円	▲76百万円	130百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	255百万円	720百万円	73百万円
1株当たり当期純利益	265.77円	750.96円	76.94円
1株当たり配当金	156.25円	156.25円	156.25円

5.株式譲渡先の概要

(1) 名称	株式会社水登社	
(2) 所在地	兵庫県神戸市西区室谷2丁目1番2号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 平井 大介	
(4) 事業内容	建設機械用油圧配管の製作、各種建設機械部品の組み立て	
(5) 資本金	9,950万円	
(6) 設立年月日	1960年3月2日	
(7) 大株主及び持株比率	平井 大介	50.39%
	平井 康介	25.00%
	平井 良治	15.00%
	平井 健介	9.61%
(8) 当社と当該会社の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

株式譲渡契約

株式会社中村超硬（以下「売主」という。）及び、株式会社水登社（以下「買主」という。）は、日本ノズル株式会社（以下「対象会社」という。）の株式の譲渡について、2026年2月26日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式譲渡契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（定義）

<略>

第2条（本株式譲渡）

本契約の規定に従い、売主は、クロージング日において、売主が所有する本株式を買主に対して譲り渡し、買主は、本契約の規定に従い、売主からこれらを譲り受ける（以下、本条に基づく株式譲渡を「本株式譲渡」という。）。

第3条（本譲渡価額）

本株式の譲渡価額（以下「本譲渡価額」という。）は、2,500,000,000 円とする。

第4条（クロージング）

1. 本株式譲渡の実行（以下「クロージング」という。）は、2026年3月31日又は売主及び買主が別途合意する日（以下、当該日を「クロージング日」という。）に、売主及び買主が別途合意する時間及び場所において行う。
2. 売主は、買主が次項に従って本譲渡価額を売主に支払うことと引換えに、本株式譲渡に係る株主名簿名義書換請求書（売主の署名又は捺印済みのもの。）（以下「本名義書換請求書」という。）を交付する。
3. 買主は、前項に従い売主から本名義書換請求書の引渡しを受けると引換えに、売主に対して、売主の指定する銀行口座に振込送金する方法で、本譲渡価額を支払う。なお、振込手数料は、買主が負担する。
4. 本株式譲渡は、前二項に定める全ての行為が完了したときにその効力が生じ、本株式に係る権利が売主から買主に移転する。

第5条（クロージングの前提条件）

1. 買主による第4条（クロージング）第3項に定める義務の履行は、クロージング日までに、別紙 5-1 に定める条件が充足されていることを前提とする。なお、買主は、別紙 5-1 に

定める条件の全部又は一部が充足されていなくとも、任意にかかる条件の全部又は一部を放棄して第4条（クロージング）第3項に定める義務を履行することができる。但し、かかる場合であっても第9条（補償・賠償）に規定する売主に対する補償等の請求は妨げられない。

2. 売主による第4条（クロージング）第2項に定める義務の履行は、クロージング日までに、別紙5-2に定める条件が充足されていることを前提とする。なお、売主は、別紙5-2の条件の全部又は一部が充足されていなくとも、任意に係る条件の全部又は一部を放棄して第4条（クロージング）第2項に定める義務を履行することができる。但し、かかる場合であっても第9条（補償・賠償）に規定する買主に対する補償等の請求は妨げられない。

第6条（売主の表明及び保証）

1. 売主は、買主に対し、本契約締結日及びクロージング日（但し、これらと異なる時点が定められている場合には当該時点）において、別紙6-1に定める事項が真実かつ正確であることをそれぞれ表明し、保証する。

2. 買主が本契約締結日までに、当該事象の存在及び影響を認識し又は認識しうる程度に明確に開示された事項（本デュー・ディリジェンスにおいて買主又はその専門アドバイザーに開示された事項を含むがこれに限られない。）については、売主による表明及び保証の対象から除外する。

3. 買主は、売主が、対象会社の財務実績に関する予想値又は将来予測に関する一切の表明及び保証を行わないことに異議なく同意している。

第7条（買主の表明及び保証）

1. 買主は、売主に対し、本契約締結日及びクロージング日（但し、これらと異なる時点が定められている場合には当該時点）において、別紙7-1に定める事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

2. 売主が本契約締結日までに当該事象の存在及び影響を認識し又は認識しうる程度に明確に開示された事項については、買主による表明及び保証の対象から除外する。

第8条（誓約事項）

1. 売主の義務

(1) 売主のクロージング前の義務

売主は、クロージングまでに、以下の各号に定める義務を負う。

① 本株式譲渡の承認議案の株主総会への上程

売主は、売主の取締役会をして、本株式譲渡の承認を求める議案を売主の株主総会に上程させるものとする。

② 本株式譲渡の対象会社取締役会による承認

売主は、対象会社の取締役会をして、本株式譲渡を承認させるものとする。

③ 対象会社の事業活動

売主は、自ら又は対象会社をして、本契約に明示された義務の履行に係るもの、本契約において企図されているもの及び別途当事者間で合意されたものを除き、善良なる管理者の注意をもって、従前の実務に従った通常の業務の範囲内においてその活動を行い又は行わせる。ただし、以下に掲げる行為を行うことは妨げられないものとする。

(i) 売主と対象会社との間の 2015 年 11 月 11 日付経営指導契約書（その後の変更を含む。）の解約

(ii) 売主と対象会社との間の 2022 年 1 月 14 日付管理業務委託契約書（その後の変更を含む。）の解約

(iii) 売主と対象会社との間の 2022 年 4 月 1 日付賃貸借契約書（その後の変更を含む。）の解約

(iv) 前各号に定める契約のほか、売主と対象会社との間の取引関係の解消及び債権債務の清算

④ 辞任役員による辞任

売主は、対象会社の取締役（以下「辞任役員」という。）をして、クロージング日をもって対象会社の取締役の地位を辞任する旨の辞任届を対象会社に提出させる。

⑤ クロージングに向けた協力

売主は、第 5 条（クロージングの前提条件）第 1 項に規定される買主の義務の前提条件を充足させるよう合理的な範囲で努力をする。

⑥ 通知義務

売主は、第 6 条（売主の表明及び保証）に定める表明及び保証に違反する事実若しくはその具体的なおそれが生じ、又はかかる事実が判明した場合、買主に対して遅滞なく書面又は電子メールにより通知する。

(2) 売主のクロージング後の義務

① 競業避止義務

売主は、クロージング後 2 年間、自ら又はその子会社をして、対象会社がクロージング日現在行っている事業と同一又は類似の事業を、日本において行わず、又は行わせないものとする。

② 勧誘禁止義務

売主は、クロージング後 2 年間、自ら又は第三者をして、対象会社の従業員、役員に対して、退職、退任、独立、転職又はその他の事由による離職の勧誘又は勧奨を行ってはならないものとする。

2. 買主の義務

(1) 買主のクロージング前の義務

買主は、クロージングまでに、以下の①乃至③の義務を負う。

① 内部承認手続の完了

買主は、本契約を締結し履行するために必要な買主の内部承認手続を完了させる。

② クロージングに向けた協力

買主は、第 5 条（クロージングの前提条件）第 2 項に規定される売主の義務の前提条件を充

足させるよう合理的な範囲で努力をする。

③ 通知義務

買主は、第 7 条（買主の表明及び保証）に定める表明及び保証に違反する事実若しくはその具体的なおそれが生じ、又はかかる事実が判明した場合、売主に対して遅滞なく書面又は電子メールにより通知する。

(2) 買主のクロージング後の義務

買主は、クロージング後、以下の①乃至⑤に定める義務を負う。

① 役員選任・登記申請義務

買主は、クロージング後直ちに（遅くともクロージング日中に）、対象会社をして、法令又は定款で定められた以上の人数の取締役を新たに選任させ、辞任役員の辞任及び機関設計の変更に係る登記申請を、対象会社をして行わせる。

② 役員責任不追及

買主は、辞任役員によるクロージング日以前の対象会社の取締役としての作為又は不作為に関する責任（会社法第 423 条第 1 項又は第 429 条第 1 項に定める損害賠償責任を含む。）を追及せず、対象会社をしてこれらを追及させない。ただし、辞任役員に故意又は重過失がある場合には、この限りではない。

③ 保証の解除

買主は、クロージング後商業上可能な限り速やかに、売主による対象会社の金融債務の全ての保証を、買主の費用と責任において解除させるために必要な手続を行うものとし、同手続が完了するまでの間に、対象会社の債権者から売主に対して保証責任の追及等がなされた場合には、全て買主の責任において処理するものとする。

④ 情報提供義務

買主は、売主が、クロージング日以後 7 年間、売主の決算報告、税務申告、税務監査、官公庁、国内外の捜査機関その他の司法・行政機関等からの要求その他法令等上の要請又は業務上の必要に応じて要求する場合、対象会社の帳簿、記録等の閲覧、写しの提供など、合理的な範囲において、売主が要求する措置を自ら講じ、又は、対象会社に講じさせる。

⑤ 雇用の維持

買主は、クロージング後 3 年間、対象会社をして、対象会社が雇用する従業員を、本契約締結時点における雇用条件（就業規則、賃金・賞与制度、通勤費制度、定年制度、退職金・退職年金制度、報奨制度を含む。）と実質的に同等以上の条件で引き続き雇用させるものとする。但し、(i) 定年退職又は雇用期間満了、(ii) 自発的な退職、(iii) 法令等で認められる範囲内で行われる懲戒等による当該従業員の解雇又は労働条件の変更、(iv) 対象会社の財務状況若しくは経営成績が悪化した場合又は買主のグループ会社との雇用条件の調整を行う場合において、法令等及び対象会社の社内規則に従って行われる労働条件の変更は、この限りではない。

第9条（補償・賠償）

1. 売主は、買主に対して、(i)第 6 条（売主の表明及び保証）に基づく売主による表明若しくは保証の違反があること、又は (ii)本契約に基づく買主の義務の違反があることによって売主が被った相当因果関係の範囲内の損害を補償する。

2. 売主及び買主（以下「補償請求者」という。）は、本条に基づき相手方当事者（以下「補償義務者」という。）による表明保証違反又はクロー징日前の本契約に基づく義務違反を理由として補償を求める場合、損害の内容、その発生原因及び請求金額を特定し、請求の根拠となる事実を記載した書面による通知（以下「補償請求通知」という。）を行う。補償請求通知は、クロー징日から1年を経過する日までに行うことを要し、当該期間を経過する日までに補償請求通知を受領していない補償請求については、補償義務者は本条に基づく補償義務を負わない。ただし、補償請求通知に記載された損害の発生原因に起因して発生した損害額が補償請求通知に記載された請求金額を超えることが判明した場合には、この限りではない。

3. 第 1 項又は第 2 項に基づき補償義務者が補償請求者に対して負う損害の補償義務は、補償義務者の表明及び保証の違反又は義務違反に起因して補償請求者が被った損害及び費用（逸失利益及び合理的範囲における弁護士費用を含む。なお、クロー징後に対象会社が被った損害は買主が被った損害とみなす。）とする。

前各項の定めにかかわらず、売主の補償責任は、(i)単一の事実に基づく請求（以下「個別請求」という。）に係る損害額が100 万円以下の場合には全て免責されるものとし、(ii)かかる損害額が100 万円を超える個別請求に係る損害額の合計額が1,000万円以下の場合についても全て免責される。また、かかる損害額が1,000 万円を超える個別請求に係る損害額の合計額が1,000 万円を超過する場合に、その超過額に限り認められる。また、いかなる場合も、売主の補償責任は10億円を超えないものとし、これを超えた部分について、売主は損害補償義務を負わない。ただし、別紙 5-1 第 6 項、第 7 項の前提条件の未成就、別紙 6-1 第 2 項、第 3 項 (3),(4),(13),(14)の表明保証の違反に基づく補償請求については、本項の制限の適用はない。

4. 補償請求者は、本条第 1 項又は第 2 項に基づく補償の請求の対象となる自らの損害又は補償額を軽減するための措置を執らなければならない。かかる措置を執らなかったことによって損害が拡大した損害については、補償義務者は補償を行う義務を負わず、免責される。

5. 補償請求者は、本条に基づき補償義務者に対し補償を請求できる事項に関連して、第三者からのクレーム、異議若しくは請求又は訴訟、仲裁その他の裁判上若しくは行政上の手続の申立て（以下「第三者請求」と総称する。）があった場合（クロー징後においては、対象会社に対する第三者請求があった場合を含む。）であって、これらに関する損害の補償を本条第 1 項又は第 2 項に基づき請求するときには、(i)直ちに当該第三者請求の内容を（書面がある場合にはその写しとともに）補償義務者に対して書面により通知しなければならない、(ii)当該第三者との協議を行った場合その他第三者請求について進捗があった場合には、速やかに補償義務者にその内容を書面にて報告しなければならない、(iii)第三者請求に対する防御のために客観的に合理的と認められる行為（主張、交渉、提訴、上訴又は和解等を含む。）を行わなければならない、(iv)補償義務者に対して、その要請がある場合には、当該第三者との間の協議、交渉その他の手続に参加する機

会を与えなければならない。補償義務者は、補償請求者が本項に定める事項のいずれかに違反した場合には、補償義務者は、当該第三者請求に関して第 1 項又は第 2 項に基づく責任を一切負わない。

6. 売主及び買主は、補償義務者から補償請求者に対する本条に従ってなされる支払いを本譲渡価額の調整として取り扱う。

7. 本契約又は本株式譲渡に関連して本契約の当事者に生じる損害等についての相手方当事者に対する補償、賠償その他の請求は、本契約に明示的に定められた規定に従ってのみ可能であり、いずれの当事者も、本条に基づく請求を除き、債務不履行責任、契約不適合責任、不法行為責任、法定責任その他法律構成の如何を問わず、相手方に対して損害その他の負担につき賠償、補償その他の請求をすることはできない。

第10条 (解除)

1. 売主及び買主は、(i) 相手方当事者が第 6 条 (売主の表明及び保証) 又は第 7 条 (買主の表明及び保証) に基づき表明し保証した内容について、重大な悪影響を及ぼす違反があった場合、(ii) 相手方当事者に本契約上の重要な義務について不履行又は違反があった場合で相手方当事者に対して書面により催告したにもかかわらず当該催告日から 30 営業日が経過する日までに当該不履行又は違反が是正されない場合 (又はクロー징日までに当該違反が是正されないことが明らかである場合)、又は (iii) 2026 年 6 月 30 日までにクロー징が行われない場合 (但し、自己の責めに帰すべき事由によりクロー징が行われない場合を除く。)、相当期間を定めて催告し、相手方当事者が当該期間内にこれを是正しないときは、クロー징までに限り、本契約を解除することができる。

2. 前項に基づく解除は、売主又は買主の第 9 条 (補償・賠償) に基づく補償責任に何ら影響を及ぼさない。

第11条 (秘密保持)

1. 本契約において「秘密情報」とは、本契約の存在及び内容、これに関連する交渉の存在及び内容並びに本株式譲渡に関して買主、売主又はそれらの専門アドバイザーが相手方当事者 (本条において以下「開示当事者」という。) から得た一切の情報 (口頭、書面、電磁的記録その他媒体の如何を問わず、また、本契約の締結日現在既に開示又は提供された情報を含む。) をいう。

2. 前項の規定にかかわらず、以下の各号に掲げる情報は、秘密情報に含まれない。

(1) 開示当事者から開示又は提供を受けた時に、既に公知であるか又は自ら保有していた情報 (以下、当該秘密情報を受領した当事者を「受領当事者」という。) の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

(2) 開示当事者から開示又は提供を受けた後に、受領当事者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報

(3) 正当な権限を持つ第三者から秘密保持義務を負うことなく開示又は提供された情報

- (4) 秘密情報等によらずに受領当事者が独自に開発した情報
3. 売主及び買主は、開示当事者から受領した秘密情報の秘密保持のため、善良な管理者の注意義務をもって、これを管理する。
4. 売主及び買主は、開示当事者から得た秘密情報について、本契約の目的のために秘密情報の開示又は提供が合理的に必要な受領当事者及びその親会社及びそれらの関係会社の役職員及びその専門アドバイザーに対して本条に定めると同様の守秘義務を遵守させることを条件として開示又は提供する場合を除き、開示当事者の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に対しこれを開示、提供又は漏洩せず、かつ本契約の目的以外のために使用してはならない。
5. 前項の規定は、法令等に基づき開示を義務付けられる場合及び関係当局から要請を受けた場合には適用されない。但し、本項に基づいて開示を行う場合であっても、必要最小限の範囲でこれを行うものとし、事前に（法令等の理由により事前に行うことができない場合には事後速やかに）開示当事者に対してその旨を通知する。
6. 売主及び買主は、本契約が終了した場合であって、開示当事者から書面で請求を受けたときは、開示当事者から開示又は提供された秘密情報を含む資料の全てを、あらゆる形態の写しとともに、自らの費用により、速やかに開示当事者に対し返還するか、又は、自らの責任において、自らの費用により、適切な方法によってそれらの廃棄を実行し、その完了を書面で開示当事者に対し報告する。
7. 前項の規定にかかわらず、売主及び買主は、適用法令等若しくは内部規則に基づき又は法的手続若しくは行政機関の要請等に対応するため保管の必要がある秘密情報を、それらの正当な目的のため保管することができる。
8. 第 1 項の規定にかかわらず、対象会社に係る秘密情報に関しては、クロージング以降、(i)買主は、本条に定める義務を負わず、(ii)売主は、本条に定める義務を負う。

第12条（費用負担）

売主及び買主は、本契約で別段の定めがある場合を除き、本契約の交渉、作成、締結及び履行に関して自己が負担した全ての費用（専門アドバイザーに対する報酬及び費用を含む。）を各自負担する。但し、相手方当事者の債務不履行等を原因として、債務の履行、損害の賠償又は補償等を求める場合の費用についてはこの限りではない。

第13条（通知）

1. 売主及び買主が行う一切の通知、請求、催促その他の連絡（以下「通知等」という。）は、書面、E メール又はファクシミリでなされるものとし、売主及び買主の指定する宛先に対して、E メール又は FAX の方法でなされる。但し、通知等は、到達時又は発送日の 3 日後のいずれか早い時に到達したものとみなす。

2. 本契約の当事者は、本条に定める方法により他の本契約の当事者に通知することにより、随時、通知先を変更することができる。

第14条（存続条項）

本契約が終了した場合であっても、第 11 条（秘密保持）は本契約の終了後 3 年間は有効に存続するものとし、第 9 条（補償・賠償）、第 12 条（費用負担）、本条（存続条項）、第15 条（譲渡禁止）乃至第 19 条（誠実協議）は、本契約の終了後もなお有効に存続する。

第15条（譲渡禁止）

売主及び買主は、相手方当事者の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利、義務、債権若しくは債務の全部又は一部を譲渡、移転、担保提供その他の方法により処分することはできない。

第16条（本契約の変更・権利の放棄）

1. 本契約は、売主及び買主が書面により合意した場合にのみ変更又は修正することができる。
2. 本契約に基づく権利の放棄は、放棄する当事者が書面により行った場合にのみ行うことができる。本契約に基づく権利の不行使又は行使の遅滞は、当該権利を放棄したものと解されてはならない。

第17条（完全合意）

本契約は、本株式譲渡を含む本契約で定める事項に関する当事者間の完全なる合意を構成するものであり、本契約の締結前にかかる事項に関して本当事者の間で交わされた一切の契約等は、本契約締結日をもって全て失効する。

第18条（準拠法・管轄）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、同法に従い解釈される。
2. 本契約に起因し、又は関連する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第19条（誠実協議）

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈につき生じた疑義については、本契約の当事者間で誠実に協議を行う。

別紙 5-1

クロー징の前提条件（買主の義務履行の前提条件）

1. 第 6 条（売主の表明及び保証）第 1 項に規定する売主の表明及び保証に重大な悪影響を及ぼす違反が存在しないこと。但し、違反により重大な悪影響が生じない場合には、本号の前提条

件は充足されたものとみなす。

2. 売主がクロージング日までに履行又は遵守すべき本契約上の重要な義務につき、重大な悪影響を及ぼす違反が存在しないこと。但し、違反により重大な悪影響が生じない場合には、本号の前提条件は充足されたものとみなす。

3. 本株式譲渡のクロージングを制限し又は禁止する旨の司法・行政機関等の判断等がなされていないこと。

4. 売主の株主総会及び対象会社の取締役会が、本株式譲渡を承認する旨の決議をしていること。

5. 辞任役員全員が、クロージング日をもって対象会社の取締役を辞任する旨の辞任届を対象会社に提出していること。

6.<略>

7.<略>

別紙 5-2

クロージングの前提条件（売主の義務履行の前提条件）

1. 第 7 条（買主の表明及び保証）第 1 項に規定する買主の表明及び保証に重大な違反が存在しないこと。但し、違反により重大な悪影響が生じない場合には、本号の前提条件は充足されたものとみなす。

2. 買主がクロージング日までに履行又は遵守すべき重要な義務につき、重大な違反が存在しないこと。但し、違反により重大な悪影響が生じない場合には、本号の前提条件は充足されたものとみなす。

3. クロージングを制限し又は禁止する旨の司法・行政機関等の判断等がなされていないこと。

4. 本契約を締結し履行するために必要な買主の内部承認手続が得られていること。

別紙 6-1

売主の表明及び保証

1. 売主に関する事項

(1) 適法な設立、有効な存続及び権利能力

(2) 手続の履践

(3) 本契約の有効性及び執行可能性

(4) 本契約締結による違反の不存在

(5) 売主に係る倒産手続等の不存在

(6) 売主の意図

(7) 反社会的勢力に該当する関係者等の不存在

2. 本株式等に関する事項

(1) 株式

対象会社は種類株式発行会社ではなく、対象会社の発行可能株式総数は普通株式 384 万株であり、発行済株式総数は 96 万株である。対象会社の発行済株式は全て適法かつ有効に発行されており、全額払込済みである。本株式は、対象会社の発行済株式の全てであり、売主の知る限り、対象会社は、その他新株又は潜在株式の発行若しくは付与又はその決議若しくはそれらを発行若しくは付与することに係る約束を口頭又は文書を問わず行っていない。

(2) 株主及び株主名簿

① 対象会社の株主名簿には必要な事項が正確に記載されている。

② 売主は対象会社の唯一の株主である。

③ 対象会社の株式の帰属につき、売主又は対象会社と第三者との間で訴訟その他の紛争は生じていない。売主及び対象会社は、本株式の帰属に関連して第三者から何らの書面での請求及び主張も受けていない。

④ 本株式には、担保権、請求権、オプション、譲渡の約束、譲渡の禁止（対象会社の定款に基づく譲渡制限を除く。）、その他の制限又は負担はついておらず、売主が保有する本株式の譲渡を妨げる事由は存在しない。

(3) 株券

対象会社は、株券発行会社ではない。

3. 対象会社に関する事項

(1) 設立及び存続

対象会社は、日本法の下で適法に設立され、有効に存続している株式会社であり、また、その財産を所有し、現在遂行されている事業と同様の態様にて事業を遂行するために必要な権利能力及び行為能力を有している。

(2) 対象会社に係る倒産手続等の不存在

対象会社について、破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他の倒産手続の開始若しくはその申立て、差押、仮差押、仮処分その他の処分又は本契約の締結若しくは本契約に基づく義務の履行を妨げる手続は行われていない。

(3) 反社会的勢力に該当する関係者等の不存在

売主が知る限り、対象会社及びその取締役は、反社会的勢力との関係が一切なく、反社会的勢力との間で、商行為、利益の供与又は授受その他一切の取引（一時的か継続的かを問わない。）を行っていない。

(4) 計算書類

売主の知る限り、重要な点において、対象会社の本計算書類は本計算書類記載の日付現在の対象会社の財務状況又は対象期間中の業績をそれぞれ正確かつ適正に反映している（但し、対象会社に重大な悪影響を及ぼすものに限る。）。本計算書類は、重要な点において、記載すべき事項又は

誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載を欠いていない。

(5) 後発事象

売主の知る限り、対象会社の直近事業年度の末日以降、対象会社は通常の業務の範囲内でその事業を行っており、売主の知る限り、対象会社に重大な悪影響を及ぼす取引、契約等の締結を行っていない。

(6) 資産

売主の知る限り、対象会社は、その事業の遂行のために現在使用している全ての重要な有形資産につき、有効かつ対抗要件を具備した所有権、賃借権又は使用权を保有している。

(7) 知的財産権

売主の知る限り、対象会社が、第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権その他の知的財産権（以下「知的財産権」という。）を侵害し、対象会社に重大な悪影響を及ぼすものは存在せず、第三者から知的財産権を侵害しているとの書面によるクレームを受けていない。

(8) 負債

売主の知る限り、対象会社は、第三者の債務を負担し若しくは保証し、又は第三者の損失を補填し若しくは担保する契約の当事者ではない。

(9) 重要な契約

売主の知る限り、対象会社が当事者となっている契約等のうち、当該契約等が解除され、終了し、又はその契約条件が変更されることにより対象会社の事業遂行に重大な悪影響を及ぼすものは、(i)全て適法かつ有効に成立しかつ存続しており、その条項に従い各契約相手方に対して法的拘束力を有し、執行可能であり、かつ、(ii)対象会社によるデフォルト事由であって、重大な悪影響を与えるものは存在しない。

(10) 役員報酬等

売主の知る限り、対象会社の取締役及び監査役に対する報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価は、適時に全額支払われている。

(11) 法令遵守

売主の知る限り、対象会社には、(i)法令等又は司法・行政機関の判断等の違反であって、重大な悪影響を与えるようなものは存在せず、かつ、(ii)法令等又は司法・行政機関の判断等の違反についての通知であって、重大な悪影響を与えるものを受領していない。

(12) 許認可等

売主の知る限り、対象会社は、その営んでいる事業を行うために必要となる重要な許認可等を適法かつ有効に取得し維持している。本契約の締結及び履行は、当該許認可等の重大な違反をもたらさず、当該許認可等を変更し、停止し、無効とし、取り消し、又は更新を拒絶する原因とはならず、また、対象会社において、本契約の締結及び履行にあたって必要となる司法・行政機関等に対する届出、報告その他書類の提出は存在しない。

(13) 労働関係

売主の知る限り、対象会社は、その従業員に対し就業規則及びその他の付随規程並びに法令等上

支払義務を負っている全ての債務（賃金、報酬、給与、賞与、時間外手当、休日手当その他の諸手当、職務発明に関する補償、対価を含む。）を支払っている。売主の知る限り、対象会社には、ストライキ、ピケッティング、業務停止、怠業その他従業員との間での労働紛争は存在しない。売主の知る限り、対象会社は、対象会社に重大な悪影響の存しない場合を除き、適用のある全ての重要な労働関係の法令等及び社内規則等を遵守している。

(14)公租公課

対象会社は、対象会社に重大な悪影響の存しない場合を除き、所管の税務当局に対して適時必要な税務申告書を提出しており、かかる申告書は重要な点において真実、正確かつ完全なものである。対象会社が支払義務を負う税金は、重大な遅滞なく全額支払われている。対象会社に重大な悪影響の存しない場合を除き、対象会社が源泉徴収又は回収義務を負う税金については、適法に源泉徴収又は回収され、適時に所管の税務当局に対して支払われている。

(15)訴訟等

対象会社を当事者とする又はその資産を対象とする訴訟、仲裁、その他の司法上の手続、又は政府若しくは行政機関の調査で、対象会社に重大な悪影響を与えるものは係属していない。

別紙 7-1

買主の表明及び保証

- (1) 適法な設立、有効な存続及び権利能力
- (2) 手続の履践
- (3) 本契約の有効性及び執行可能性
- (4) 本契約締結による違反の不存在
- (5) 買主に係る倒産手続等の不存在
- (6) 買主の意図
- (7) 反社会的勢力に該当する関係者等の不存在
- (8) 資金調達等

第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件

当社は、2025年3月31日現在で1,717,851,678円の繰越利益剰余金の欠損を計上しております。今般、この欠損金を補填し、財務体質の健全化ならびに早期に復配を実現できる体制にするとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替え、また会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

なお、本議案は、発行済株式総数を変更することなく資本金及び資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様が所有する株式数に影響を与えるものではございません。

また、資本金及び資本準備金の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理に関するものであり、当社の純資産額及び発行済株式総数にも変更はございませんので、1株当たり純資産額に変更が生じるものでもございません。

1. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

2025年3月31日現在の資本金の額349,042,500円のうち339,042,500円を減少して10,000,000円とし、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

(2) 資本金の額の減少の効力発生日

2026年3月31日を予定しております。

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

当社の資本準備金の額299,042,500円の全額を取り崩し、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

(2) 資本準備金の額の減少の効力発生日

2026年3月31日を予定しております。

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、資本金及び資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金638,085,000円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当したいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

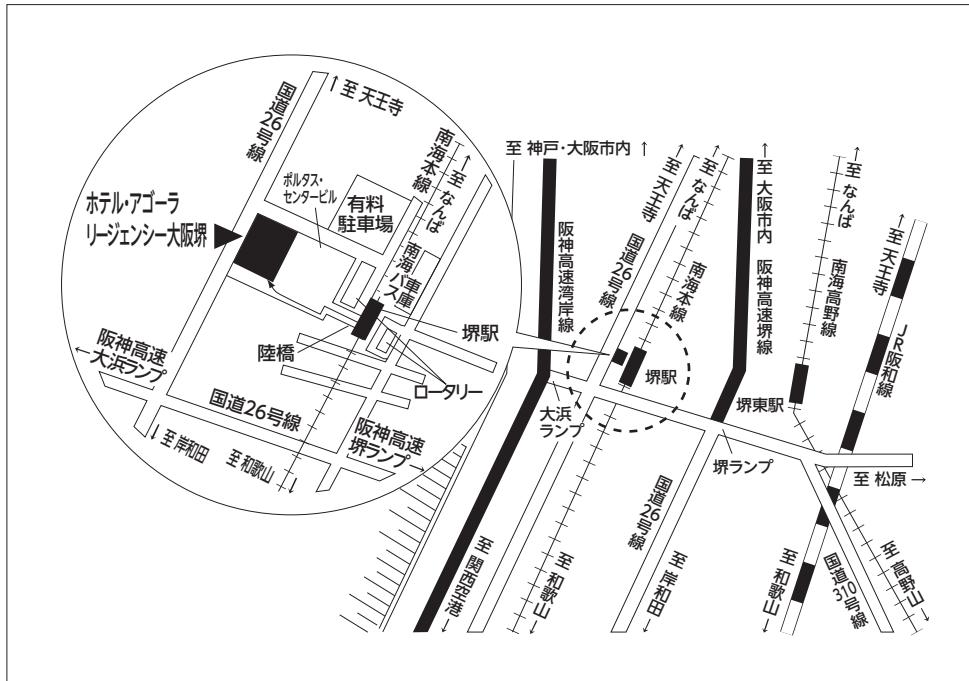
その他資本剰余金 638,085,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 638,085,000円

以 上

臨時株主総会会場ご案内図



会場：大阪府堺市堺区戎島町4丁45番1号
ホテル・アゴラ リージェンシー大阪堺 3階ガーデンコート

ご参考（会場までの交通）

最寄駅 南海電鉄南海本線 堺駅

（堺駅西口からホテル・アゴラリージェンシー大阪堺2階への連絡通路があります。）

株式会社 中村 超 硬
大阪府堺市西区鶴田町27番27号
<https://www.nakamura-gp.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。